

○蓮田市市民活動ひろば設置及び管理要綱

平成20年3月5日市長決裁

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、市民活動を支援し、その活性化を図るため、蓮田市西新宿会館内に蓮田市市民活動ひろば（以下「ひろば」という。）を設置することについて、蓮田市西新宿会館設置及び管理条例（昭和59年蓮田市条例第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(2) 市民活動 市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体 市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体をいう。

(利用日及び利用時間)

第3条 ひろばを利用できる日及び時間は、市長が別に定める。

(施設及び設備)

第4条 ひろばの施設及び設備（次条において「設備等」という。）は、次のとおりとする。

(1) ラウンジ

(2) 掲示板及び情報ラック（以下「掲示板等」という。）

(3) 印刷機

(4) 複写機

(利用資格等)

第5条 設備等（複写機を除く。）を利用することができる者は、市内で主たる活動を行う市民活動団体とする。

2 印刷機を利用しようとする者は、あらかじめ、様式第1号の蓮田市市民活動ひろば印刷機利用団体登録申込書により、市に利用の登録をしなければならない。

3 前項の登録期間は、市が登録を完了した日から当該年度の末日までとする。

(管理運営)

第6条 ひろばの設置目的に賛同し、定期的に管理運営に参画することが可能な市民活動団体は、あらかじめ市に登録することにより市民活動サポーター団体（以下「サポーター団体」という。）となることができる。

2 ひろばの管理運営は、サポーター団体が行うこととし、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 印刷機利用団体の受付に関すること。
- (2) 掲示板等利用の受付及び掲示物の管理に関すること。
- (3) 郵送物及びFAXの配架に関すること。
- (4) 管理日誌の作成に関すること。
- (5) サポーター団体の活動日時の調整に関すること。
- (6) 事務室の管理及び鍵の管理に関すること。
- (7) その他市民活動団体に関する助言及び相談に関すること。

3 第1項の規定による登録を受けようとする市民活動団体は、様式第2号の市民活動サポーター団体登録申請書を市長に提出するものとする。

4 サポーター団体の活動は、無報酬とする。

(登録等に関する事務)

第7条 印刷機の利用登録及びサポーター団体の募集及び登録に関する事務は、環境経済部自治振興課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、決裁の日から施行する。